

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社Bに雇用され、清掃作業員として清掃業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日〇時〇分頃、同僚の運転する普通貨物自動車に同乗し清掃現場に向かっていたところ、トンネル内で壁に衝突し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日C病院に受診し「頸椎捻挫、頭部・胸部・腹部打撲傷、腰部打撲傷、左足打撲傷、前額部挫創」と診断され、翌日、D整形外科に受診し「頸部捻挫、頭部打撲、胸部打撲、腹部打撲、腰部捻挫、左足打撲等」と診断された。その後、複数の医療機関において、加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は現在もD整形外科に通院中であり、補助具を使用しなければ歩行困難であると述べ、主治医の診断に沿って障害認定されるべきと主張していることから、以下に検討する。

(1) せき柱の変形障害について

主治医は、当初、平成〇年〇月〇日付けの診断書で、要旨、X線・MRI上の画像所見なく、「第2腰椎圧迫骨折の疑いあり」と診断していたところ、最終的には、平成〇年〇月〇日付けの診断書で、MRI検査の結果を考慮せず、X線の画像所見のみで「軽度の第2腰椎圧迫骨折あり」としているが、E病院のMRI検査において椎体に異常が認められておらず、「第2腰椎圧迫骨折」の診断は疑問である。

一方、F医師は、意見書で、「頚椎、腰椎MRIにて椎間板の加齢的変性を認めるものの、圧迫骨折、脊髄の圧迫を認めない」と述べている。

したがって、「せき柱に変形を残すもの」とは評価できないことから、障害等級に該当しないものとした監督署長及び審査官の判断は妥当であると判断する。

(2) せき柱の運動障害について

主治医は、診断書で、要旨、屈曲・伸展運動において、参考可動域角度に比

べ、1/2以下の制限がある、としており、F医師も、意見書で、「参考可動域角度に比べて、1/2以下の制限が確認された。」としているものの、「可動域制限は疼痛によるものである。」との見解を示している。

当審査会としても、可動域制限の原因として、画像上脊椎圧迫骨折あるいは項背腰部軟部組織の器質的変化が明らかに認められないことから、疼痛のため運動障害を残しているものとし、局所の神経症状として評価すべきであるとの監督署長の判断は妥当であると判断する。

(3) 神経症状について

請求人は、頸部から頭部にかけて及び腰部の常時疼痛のほか、右上肢、両臀部から左下肢の痺れ及び左下肢の脱力が残存していると主張しているところ、頸部・頭部の疼痛及び腰部の疼痛は、ともに「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(第14級の9)に該当する。しかし、右上肢・両臀部から左下肢の痺れ・脱力については、その原因とすべき医学的所見がないため、障害として評価することはできない。

(4) 以上により、請求人には、頸部(第14級の9)と腰部(第14級の9)の障害が残存するものと認められることから、併合により、障害等級準用第14級とすべきものと判断する。

なお、請求人らは、請求代理人の障害等級の認定(第6級の4)に照らせば、請求人は、もっと高い障害等級に認定されるべきと述べているが、請求人の障害については、せき柱に著しい変形又は運動障害を残すものに認定されたとする請求代理人の障害とは異なるものであることを念のため申し添える。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。